

第79回 小松市都市計画審議会 ＜議事録＞

開 催 日 時	令和 5 年 1 月 11 日(水) 10 : 00 ～ 11 : 15
開 催 場 所	小松市役所 低層棟 3 階 議会説明者控室
出 席 委 員	高山 純一委員（会長）、西 正次委員、高見 健次郎委員、 吉本 慎太郎委員、南藤 陽一委員、馬場先 恵子委員、 塩浦 晃委員（本田 芳宏委員代理）、村西 卓委員、久保 由味子委員、 中村 知恵委員、山本 玲子委員（出席委員／11 名）
欠 席 委 員	西沢 耕一委員（欠席委員／1 名）
事 務 局	西村 章都市創造部長 他（事務局／11 名）

○ 開 会 (事務局)	只今より、第 79 回 都市計画審議会を開催致します。 本日は、委員の皆様方には、お忙しい中、御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。 司会を担当します、まちデザイン課の南山と申します。 宜しくお願いします。 本日の審議会ですが、委員数 12 名のうち 11 名の出席となっております。 これより、小松市都市計画審議会条例第 6 条第 1 項に基づき、委員の半数以上の出席がありますので、本日の審議会は、成立していますことを御報告致します。 それでは開会にあたり、都市創造部長の西村より、御挨拶を申し上げます。
(事務局) 都市創造部長	委員の皆様方には、日頃より本市の都市計画行政に対しまして、御支援と御協力を頂き、この場をお借りして御礼申し上げます。 令和 5 年度は、いよいよ北陸新幹線小松開業という本市にとって重要な一年となります。 現在、駅周辺や幹線道路等の都市基盤の整備を積極的に進めているところでございます。 委員の皆様には引き続き、御指導承りますよう、宜しくお願い致します。 本日の案件ですが、議案 2 件と報告事項 1 件でございます。 まず、1 件目は、本市の重要な幹線道路であります市道 城南松崎線について、4 車線化の都市計画決定を行うものです。 整備については、今後、石川県と検討して行くこととなりますが、まずは、今回、事業化に向けて、都市計画道路の決定を行うものです。 次に 2 件目ですが、前回、用途地域の変更を決定頂きました向本折地区の区画整理予定地において、これからの新しいまちづくりに向けて、建築物の建て方等のルールを定める地区計画の決定について、御審議頂くものです。 最後に、報告事項として当審議会の専門部会である小松市総合治水対策推進協議会について、昨年 12 月に開催しており、

	令和４年８月豪雨災害を踏まえた、梯川水系緊急治水対策プロジェクトが纏まりましたので、その概要を説明し、御意見を頂いたということで、その状況を御報告させて頂くものです。 詳細につきましては、担当者より説明申し上げますので、皆様方には慎重なる御審議をお願い致しまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせて頂きます。 本日は、どうぞ宜しくお願い致します。 審議に先立ち、委員の交代及び経過報告を致します。 今回より新たに委員になられた方を御紹介致します。 小松市議会経済建設常任委員会委員長 南藤 陽一様です。 今後とも、どうぞ宜しくお願い致します。 西沢委員は、御都合により本日、欠席となっております。 次に前回、令和４年１１月９日開催の第７８回審議会の結果について、御報告致します。 議案第１号の小松都市計画用途地域の変更については、令和４年１１月２８日に決定告示となっております。 それでは、審議に入りたいと思います。 これからの会議の進行については、小松市都市計画審議会運営要領の第１条第１項によりまして、会長が議長となることとなっておりますので、高山会長、宜しくお願い致します。
(高山会長)	宜しくお願い致します。 審議会の進行の前に、議事録の署名人を御指名させて頂きます。 高見委員と中村委員に、それぞれお願いしたいと思います。 宜しくお願いします。 それでは、議案第１号について、事務局より御説明をお願いします。
(事務局)	まちデザイン課の木下と申します。 私の方から第１号議案、小松市都市計画道路の変更について、御説明します。 今回の道路は、小松市城南町から村松町にかけての約４kmの区間となります。 起点側は、城南町西交差点となっており、国道３６０号線と主要地方道金沢美川小松線との交差点部であり、小松ＩＣ、小松空港にアクセスする路線となっております。 接続する県道は、それぞれ４車線となっております。 終点は、村松町交差点となり、県道潮津串線、串加賀線に接続する交差点となっており、串工業団地・南部工業団地に繋がる物流道路となっております。 交通の状況ですが、通常４車線化する道路の目安として、１日当りの交通量で９,０００台としておりますが、当該道路につきましては、午前７時から午後７時までの１２時間で１０,０００台を超えているということで、朝晩の通勤の時間帯には渋滞が発生している状況となっております。 金沢側から終点の村松町交差点まで来ますと、県道潮津串線、串加賀線に交通量が分散され、県道串加賀線については、１２

	時間の交通量が約 6,000 台となっております。 今回、この交差点間約 4km の市道を 4 車線化するための都市計画決定を御審議頂くものです。 現況については、資料の写真の通りとなっております。 都市計画道路名は、城南村松線であり、延長 4,070m、道路幅員 22.75m となっております。 両側には、2.5m の歩道を設置致します。 前川の橋梁部につきましては、現道の既設橋梁を加賀市方面に向かう道路とし、下流側に新たに金沢方面に向かう橋梁を建設する計画としております。 既存の橋梁を使用しますので、橋梁同士の間は、少し間隔が空くこととなります。 最後に、これまでの経緯と経過についてですが、令和 4 年 9 月 26 日から 11 月 24 日にかけて地元説明会を実施しており、12 月 13 日から 27 日までの 2 週間、都市計画案の縦覧をしております。 意見書の提出は、ありませんでした。 本日の都市計画審議会を経て、1 月下旬に決定告示の予定としております。 以上、1 号議案の説明を終わります。
(高山会長)	只今の説明内容について、御意見・御質問ありませんか。
(西委員)	出来上がる道路には、中央分離帯及び歩車道の境界の部分に二次製品等の構造物を設置する計画でしょうか。
(事務局)	現在、そのあたりの詳細な部分は、決まっております。 今回の会議で、現状の 2 車線道路を 4 車線化することについて御審議頂き、構造については、その後、詳細な設計検討を行いたいと考えています。
(馬場先委員)	先程、交通量が 10,000 台を超えていて、渋滞が発生しているとの話でしたが、交通量が増加した原因としては、工業団地が出来たことで、交通量が増えたとお考えでしょうか。 また、今後、周辺に住宅団地等の開発の可能性等あるのかどうか。 それにより、終点より加賀市側の道路について、4 車線化される可能性があるのでしょうか。
(事務局)	交通量は、年々増加していますので、工業団地の出店により従業員の通勤のため、交通量が増加した要因の一つであると思われます。 現状において、周辺の開発計画は、ありません。 また、先ほど御説明しました通り、村松交差点からは、交通量が分散される傾向であり、今回は、当該区間の 4 車線化を計画するものです。
(高山会長)	他、意見は、ありませんか。

	意見が無いようですので、今ほどの２件の質問については、反対の意見ではないと認め、１号議案については、原案のとおり承認で異議ありませんでしょうか。 〈異議なし〉
(高山会長)	異議なしということですので、１号議案について、承認することと致します。 次に議案第２号について、事務局より説明をお願いします。
(事務局)	議案第２号の小松都市計画地区計画の決定、南末広地区について、御説明致します。 先ずは、地区計画の定義につきまして、地区計画とは、都市の中の一定の地区を単位として、それぞれの地区の特性に応じた、良好な都市環境を形成するために必要な事項を定める地区レベルの都市計画となります。 地区計画は、地区の目標を示す地区計画の方針と生活道路の配置や建築物の建て方のルール等、まちづくりの整備内容を具体的に定める地区整理計画で構成されていまして、住民の皆様の意見を反映した上で、街並み等、その地区独自のまちづくりルールをきめ細かに定めていくものとなります。 今回、審議の対象となります南末広地区は、小松駅から南西方向に約１kmの距離に位置しておりまして、昨年９月に土地区画整理事業が認可され、農地から住宅地へと区画整備が進められる地区となります。 小松駅が近く、周辺には小松市民病院、小松運動公園等の公共公益施設やドラックストア、コンビニ等の日用品販売店舗が立地して生活利便性が高い地区です。 南末広地区の土地区画整理事業の概要ですが、事業年度は令和４年から令和７年の４カ年で事業面積３.８ha、事業主体は、小松市南末広土地区画整理組合です。 これまでの経過ですが、令和４年１月２６日に土地区画整理事業を行うため、市街化区域へ編入しました。 その後、石川県や関係機関と協議を進め、令和４年９月６日には、土地区画整理組合設立と事業計画が県知事に認可され、１０月５日には組合設立総会が開催されまして、事業着手となっています。 また、昨年末の１１月２８日には、用途地域を変更しています。 第一種低層住居専用地域から、南末広地区が目標とします住宅地区に相応しい第一種住居地域へ変更しています。 土地区画整理事業の地区内は、幅員６mの区画道路を地形に適した配置を行い、公園も整備の上、環境の良い住宅地として整備を行います。 地区計画の名称は、南末広地区地区計画としております。 位置は、小松市向本折町の一部です。 計画面積は、土地区画整理事業の面積３.８haに事業地区外の０.１haを含め、３.９haで計画しています。 用途地域は、第一種住居地域となりますが、ボーリング場、

スケート場、ゴルフ練習場等の遊戯施設や自動車教習所、ホテル、旅館、畜舎の建築は、制限を定めています。

第一種住居地域ですので、本来であれば、規定内の面積未満で建築できる施設となるのですが、今後のまちづくりや周辺地域との調和を考え、制限していく計画です。

建築物の敷地面積の最低限度については、165 m²、坪数では、50 坪で制限しています。

これは、小さい敷地に建築物を建てることを防ぐことで、日照や通風を良くでき、また、冬場、落雪・堆雪スペースが確保できることから、ゆとりある環境形成のために設けています。

ただし、基準時となる地区計画の都市計画決定時には、既に165 m²未満の敷地となっている場合、この限りではなく、適用除外としています。

容積率・建蔽率の最高限度については、第一種住居地域で定められています容積率 200%、建蔽率 60%としています。

壁面の位置については、道路境界線から 1m 以上の後退を定めています。

住宅地区となりますので、街並みを形成する中で、防災上・安全性の観点、冬場の落雪・堆雪問題に対応するため、道路境界線から 1m 以上の壁面後退を定めています。

緩和規定がありまして、壁面後退部分に係る床面積の合計が 5 m²以内であり、かつ、軒の高さが 3m 以下の独立した車庫及び物置、その他これに類するものについては、規定の適用はされません。

建築物の高さの最高限度は、15m 以下で定めています。

住居地区となりますので、普通の住宅の高さに比べて高い設定となりますが、4～5 階建てのマンションや事務所については、許容できる高さまで定めています。

外壁や屋根は、色調を定めており、外壁は、白・グレー・茶・深緑等を基調とし、屋根は、黒・グレー・茶等を基調としています。

周辺の景観と調和した落ち着いた色調とし、景観を損なう奇抜な色は、街並みを阻害するため、制限させて頂いています。

広告物については、自家用とし、周辺の景観と調和し、景観上支障が生じない制限を行っています。

建築物の軒高以上、屋上には、設置できません。

ただし、陸屋根で四方をパラペット等で立上げて囲う場合は、除かれます。

その場合、広告物の表示面積については、住宅地の景観が阻害されないように表示する壁面面積の1/5以下で制限しています。

表示面を含め、壁面後退制限範囲内への設置は、できません。

建築物と同一敷地内に設けることのできる独立広告物は、高さ 6m 以下で制限しています。

生垣や柵・フェンスの構造については、適正な自然景観が保たれて、安全性を確保するために高さを制限しています。

道路境界線から 1m の壁面後退区間に生垣や柵・フェンスを

	設置する場合には、制限される内容となります。 柵・フェンスについては、高さがありますと、景観を損ないますので、1.5m 以下で制限しています。 ブロック類は、透視ができない部分となりますので、60cm までの低い高さで制限しています。 また、ブロックと生垣を組み合わせで植栽する場合は、ブロックの高さを合わせて 1.5m 以下で制限しています。 南末広地区地区計画について、これまでの経緯と今後の予定となります。 令和 4 年 10 月 5 日に地元説明会で地区計画原案の最終確認を行い、10 月 20 日から 11 月 2 日まで小松市の条例に基づき地区計画原案の条例縦覧を行いました。 1 週間の意見書提出期間を設けましたところ、意見書の提出はありませんでしたので、石川県と事前協議を行い、12 月 2 日から 12 月 15 日まで地区計画案の法定縦覧を行っています。 その際も意見書の提出は、ありませんでした。 本日、小松市都市計画審議会にて御承諾頂けましたら、今月末に石川県知事の同意を頂き、決定告示を行う予定となります。 2 号議案の説明は、以上となります。
(高山会長)	只今の説明について、御意見、御質問等ありませんか。
(高見委員)	図面の中に 1 号水路という表記がありますが、これはなんですか。
(事務局)	こちらは、道路河川課で計画を進めている浸水対策事業で、大雨の際に遊水池へ導水する排水路になります。
(高見委員)	わかりました。 生垣の高さ 1.5m 以下となっていますが、樹木については、成長して大きくなると思いますが、以後、パトロール等で確認は行いますか。
(事務局)	パトロールや指導等は、特に行っていませんが、申請の際に協議やお願いをしています。
(高見委員)	わかりました。
(馬場先委員)	生垣については、高さ 1.5m までとのことですが、庭に植える樹木についても、この制限は、適用されますか。
(事務局)	道路境界から 1m 以内に設ける生垣又は柵に関する制限でありますので、通常の庭木については、この限りではありません。
(馬場先委員)	わかりました。 修景については、落ち着いた色合いと書いてありますが、彩度を抑えるとか、もう少し具体的な表現の方が、わかり易いかなと感じています。

	もう一点は、建築物の軒高以上、屋上に設置しないということですが、高さの上限 15m が、一つの制限値になるということでしょうか。 また、四方をパラペット等で塞ぐ場合は、除くと書いてありますが、その場合においても 15m の制限は、厳守するということでしょうか。
(事務局)	高さ 15m は、守って頂くことになります。 また、建築物等という表現としており、屋上の工作物も含めた高さとしております。 彩度については、地区計画の届出があった際に市で精査致しますので、その際に奇抜な色彩にならないように審査していきたいと考えております。
(高見委員)	彩度と色彩について、白・グレー・茶等との記載であるが、裁判等では、「等」という表現が、争われることがあります。 結局は、落ち着きのある色調という言葉に集約されるのかと思いますが、可否については、小松市が判断することになる。 そうすると、個人が建築する際の表現の自由が問題になってくるかと思うしますので、慎重な判断が必要となってくると思います。
(事務局)	はい。
(高山会長)	土地利用の方針のところでは周辺地域に調和した良好な環境を目指すとのことですが、この対象地区の周辺には、同じような地区計画を設定している所は、在るのでしょうか。 在る場合、そこでの地区計画の内容は、整合が図られているのでしょうか。 それから、165 m²未満の物は、対象外とするとのことですが、これから区画割を計画して工事に入るのであれば、165 m²以下の土地を作らないようにすれば、良いのではないですか。 また、屋外広告物について、最近デジタル広告を壁面に取り付ける事例がありますが、その場合は、どのような取り扱いになるのでしょうか。
(事務局)	1 点目の周辺に地区計画が設定されている所ですが、今回の周辺にはありませんが、周辺の街並みに合わせた内容となっております。 2 点目に区画整理ですので、基本的には、このような面積にならないように定めてありますが、一部既存の宅地も含んでおりますので、こういう但し書きを記載しています。 実際は、これ以下になることは、有り得ないと考えています。 3 点目の広告物について、広告物の高さ規制等については、この地区計画ではありますが、デジタル広告については、県広告物の条例に従って、指導して行きたいと考えています。
(高山会長)	はい、わかりました。

	第 2 議案についても、質問・意見はありましたが、反対という意見は無いと判断します。 この原案内容のとおり、承認で宜しいでしょうか。 <異議なし>
(高山会長)	異議なしとのことですので、2 号議案についても、原案通り承認と致します。 以上、議案については、審議が終わりましたので、報告事項に移ります。
(事務局)	道路河川課長の北中と申します。 私からは、前回の小松市都市計画審議会(昨年 11 月 9 日)において、「小松市総合治水対策推進協議会」について御説明させて頂きましたが、その後の進捗について、報告致します。 令和 4 年 8 月の大雨では、梯川水系全体にわたり、大きな豪雨災害が発生しました。 こうした状況を踏まえ、再度災害防止のための被災箇所の早期復旧、更に今後も起こりうる洪水に対して、被害を軽減し、流域全体の安全・安心な暮らしの確保のため、昨年 10 月に国土交通省金沢河川国道事務所が事務局となって、「令和 4 年 8 月豪雨災害を踏まえた梯川水系流域治水対策検討部会」が設置されました。 11 月 28 日には、「梯川水系緊急治水対策プロジェクト」が取り纏められ、公表されました。 このことから、市では、昨年 12 月 21 日に当協議会を開催し、資料 1 ページの左表の次第の通り、国・県・市のプロジェクトの取組み等を各機関から報告し、以下、当協議会で報告しました「梯川水系緊急治水対策プロジェクト」について、市の取組みを中心に、簡単に説明します。 本プロジェクトの目標は、「令和 4 年 8 月豪雨により甚大な被害が発生したことを踏まえ、梯川水系においては、国・県・市等が連携し、河道掘削、引堤、堤防整備、橋梁改築、河道拡幅、遊水地整備等の取組みを集中的に実施することにより、令和 4 年 8 月豪雨と同規模の洪水に対して氾濫を防止し、流域における浸水被害の軽減を図る。」としています。 また、「来年度の出水期に向けて、浸水被害箇所等での堆積土砂の撤去や堤防決壊箇所等の災害復旧を緊急的に実施する他、「流域タイムライン」の運用を開始する。」としております。 タイトルの副題にもありますが、「流域のあらゆる関係者の協働による本支川一体となった流域治水対策の推進」と書かれているように、この目標を達成するために河川管理者だけではなく、気象庁、国県の農林水産関係、市が被害軽減のために連携して取組むこととなっています。 個々の取組みは、資料の左側に記載されている内容であり、対策する場所・実施者は、右側の地図に記載されています。 赤色囲み箇所が、主にハード対策となる「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、オレンジ色の囲み箇所が、宅地盤

上げ等「被害対象を減少させるための対策」、緑色の囲み箇所が、住民避難等の「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」となっております。

本プロジェクトのロードマップについて、御説明します。

令和13年度までの約10年間の期間とし、3つの段階に分けた中間目標を定めています。

令和4年度から6年度までを第一段階、令和7年度から10年度までを第二段階、令和11年度から13年度までを第三段階として、段階的に整備を進めていくこととしています。

5頁からは、個々の対策について、記載されています。

国土交通省が実施する「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」の取組みが5頁から7頁となっています。

梯川本川では、河口から約5kmの小松新橋までの間の河道掘削を実施するほか、白江大橋から上流部の引堤・河道掘削、横断工作物の橋梁改築、前川合流部の梯川逆水門のゲート高さ不足対応を実施することとしております。

支川鍋谷川の梯川の水位の影響を受ける区間において、梯川本川堤防と同等の安全性を確保するための堤防整備を行うこととしております。

左下には、区間毎のスケジュールが示されています。

12月5日に金沢河川国道事務所は、国関係として約272億円により事業に着手することを発表しております。

8頁～9頁は、石川県において実施する「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」です。

鍋谷川、滓上川での河川整備の取組みとなっています。

10頁は、赤瀬ダムの事前放流、木場潟の事前排水11頁は、砂防関係施設の整備、12頁は、治山施設整備、13頁は、農地、農業水利施設の活用の取組みです。

続いて、小松市の取組みについてです。

市の内水対策になります。

内水浸水被害軽減のため、早期に効果が期待される中心市街地の石橋川排水区、九竜橋川排水区において、導水路整備、雨水貯留施設の整備、ポンプ場の増強を実施するものです。

石橋川排水区における導水路と遊水地の整備で、石橋川の水位が上昇すると、雨水が越流堤を越えて遊水地に流入し、その雨水洪水を一時的に貯めることで、下流に流れる流量や市街地の浸水被害を軽減するものです。

続いて、九竜橋川排水機場のポンプ増強です。

4号ポンプを増設し、排水能力を1.5倍に増強し、浸水被害を軽減するものです。

小松市街地は、河川に囲まれた低平地にあり、内水の排除先が梯川及び支川前川に限定される地形となっています。

このことから、浸水シミュレーションを実施し、効率的な雨水排水計画の検討を行い、市内各排水区の浸水被害軽減のための施設整備につなげていきます。

また、本シミュレーションモデルを活用し、内水のハザードマップの作成についても今後進め、住民避難に活かします。

小松市としての農業排水施設に関する取り組みです。

市内の内水排除について、農地の湛水防除を目的とした多くの排水ポンプ場により行われているため、ポンプ設備の適時適切な更新を行い、安定的で良好な排水条件を確保します石川県の農業部局での取り組みにもありますが、小松市と能美市で「田んぼダム」の実施に向けて、県と連携して、検討して行くこととしております。

次に、「被害対象を減少させるための対策」についてです。

被害対象を減少させるために国土交通省では、国管理河川が氾濫した場合の水害リスク情報として、「多段階の浸水リスクマップ」を公表します。

立地適正化計画（防災指針）の策定については、都市機能や居住誘導区域において水害リスクの評価を行い、リスクの回避や低減方策を防災指針として、取り纏めるものです。

既に、市で取り組まれているものですが、各種助成制度については、更なる活用を促進を図るため広報等で周知していきます。

次に、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」です。

8月の大雨により、住民避難に関する対応の教訓・課題を整理し、地域防災計画の改定や住民向けの防災情報の提供について、新たに防災アプリを開発していきます。

短時間集中豪雨により、避難所まで避難できない課題もあり、早期に雨の予測情報を得ることで避難時間が確保できることから、流域タイムラインの検討により、時間に応じて、どのような行動をとるべきか事前に考えて決めておく防災行動計画を防災関係機関との連携によりとりまとめ、「逃げ遅れゼロ」を目指します。

これらの取組は、来年度の洪水期（6月15日まで）に向け実施して参ります。

また、住民一人一人が、防災機関からの情報により、迅速に安全な場所で避難して頂けるよう引続き、マイタイムラインの普及にも努めていくこととしています。

プロジェクトの内容は、以上となりますが、委員の方からの主な意見とその回答です。

「前川・八丁川・仏大寺川の河川改修の追加」、「プロジェクトの責任者は、誰か」、「取り組みの効果は、誰がとりまとめるのか」、「田んぼダムの取組みに関すること」、「市の治水条例における調整池の設置に関すること」の御意見を頂きました。

最後に、協議会の会長であります、金沢大学の谷口教授のまとめについてです。

「今年度の出水を受けて流域治水の重要性が高まったと考えており、実現に向けて様々な取組みが実際に動き出していることを本日の説明を受けて感じた。」、「今後、こうした取組みにより、治水安全度が高まり、小松市の発展に寄与していくことを望む。」、「従来の治水対策の考え方に対して、流域全体で治水対策に取り組んでいくといった方針転換を迎えている。引き続き、本日のような関係各位が一堂に会しての話し合い等を継続していきながら、関係各位がそれぞれ努力することが重要である。」との、御意見を頂きました。

	このように、本プロジェクトを実施するためには、様々な機関との連携が必要です。 繰り返しになりますが、市としましても、国、県、それから関係機関と一体となって、各取組みを確実に、スピード感を持って実施することにより、被災された方々の安心の確保につなげていきたいと考えております。 私からの、報告は以上です。 宜しくお願いします。
(高山会長)	只今の経過報告について、御意見、御質問があれば伺います。 ハード整備のスケジュールについて記載されていますが、ソフト対策については、どのように考えられていますか。 例えば、自治体が作成するタイムライン、また、個人が作成するマイタイムラインがありますが、いつまでに、どのように普及させていくのでしょうか。
(事務局)	流域タイムラインについては、令和 5 年出水期に向けて、取り組んで行きたいと考えています。 マイタイムラインについては、これから普及に向けて、例えば、学校教育の場等で検討していきたいと考えています。
(事務局)	技監の浮田と申します。 ハード対策については、土木工事となり、災害の関連予算がついております。 先ほどの説明でもありましたが、272 億円がこれから執行されていきますので、大体、何年までに、どのような工事をするかの工程が決まっております。 ソフト対策としましては、流域タイムライン、地域防災計画の改定、こういったものは、来年の出水期までに行っていきたい。 一方、マイタイムラインは、市民一人一人の取組になりますので、いつまでにとすることが設定し難いものとなります。 継続的に取り組みを推進し、浸透させていくこと、市民の意識を高めていくことが、重要となっていくと考えています。
(高山会長)	基本的には、それで良いと思うが、P D C A サイクルを回しながら、どのくらい市民に普及しているのかを確認する必要があると思います。 また、例えば、いつ頃までに何割普及させる等の目標はあった方が良くと思います。
(事務局)	ありがとうございます。 国県の事務局になっております流域治水協議会の中で、毎年進捗状況を確認していきます。 市の取組についても、今回のような報告を来年実施したいと考えています。 ある程度の数値目標を定めてソフト対策に取り組むべきという御意見につきましては、今後、検討していきたいと思っています。

(高見委員)	この自治体のタイムライン、マイタイムラインというのは、ラインアプリのことですか。
(事務局)	タイムラインにつきましては、地域防災計画に定めている防災に関する行動を時系列にしたものになります。 アプリとは、異なるものになります。 流域タイムラインは、行政自治体や関係機関が作成するものです。 また、マイタイムラインは、市民一人一人が、お住まいの場所において、梯川が氾濫した場合等、水害時にどのような状態となるか把握しておいて頂く、どのような場合にどこの避難所に避難して頂くかということを含め確認しておいて頂くというものです。 アプリは、市から避難指示等の避難情報が発表された時にアプリで迅速にお伝えするのが目的となります。
(高見委員)	そういうことですか。 理解できました。
(馬場先委員)	浸水対策等を行う中で立地適正化計画を変更する予定は、ありますか。
(事務局)	はい。 立地適正化計画は、平成30年に作成しておりますが、国より令和2年に防災指針を定めることとされました。 小松市においては、今年から防災指針を新に立地適正化計画に加える作業に着手しております。 水害リスクの情報がこれから順番に出てきますので、最終的に取り纏まるのは、もう少し先となります。
(馬場先委員)	そうすると居住誘導地域が、変更される可能性もあるということでしょうか。
(事務局)	水害のリスクをチェックした上でということになります。 緊急治水対策プロジェクトが令和13年まで行われますが、これにより今年8月の降雨でも氾濫しない治水対策を行うこととなります。 その結果、リスクが軽減される場合もあり、そこは十分精査していきたいと考えています。
(馬場先委員)	わかりました。 全国で毎年のように災害が発生しております。 変更の可能性は、大いにあると思いますので、慎重に検討して頂きたいと思います。
(事務局)	わかりました。
(西委員)	梯川改修について、能美大橋と船場橋の改修は記載されてい

(事務局)	ますが、国道 305 号線及び J R の橋梁部は狭くなっています。改修が難しい所だと思いますが、計画はどうなっていますか。 梯川の河川改修については、国土交通省の管轄となりますが、国土交通省の話によりますと、8 月洪水の流量でも氾濫が起こらないように海に流すことを目標に治水対策を行うわけですが、計算によりますと、この 2 か所については、改修しなくても 8 月洪水と同規模の流量を流下させることは、可能となっております。 なので、この計画には、改修箇所として入っていません。ただ、将来的には、必要となってくるので、架け替えることになると思います。
(高山会長)	他にありますでしょうか。 他、意見ありませんので、本日の会議は終了致します。
(事務局)	高山会長、ありがとうございました。 本日は、慎重な御審議を頂き、ありがとうございました。 以上をもちまして、第 79 回小松市都市計画審議会を終わります。 〈終了〉